

第4回 沼田市農業委員会総会議事録

・日 時 令和 6年 4月5日(金) 午後1時30分

・場 所 沼田市役所 4階 庁議室

・出席委員

1番 富 沢 誠 司	2番 星 野 広 之
3番 都 所 一 郎	4番 遠 藤 由理子
5番 阿 部 喜一郎	6番 阿 部 純 子
7番 木 内 和 男	8番 生 方 大 助
9番 小 林 秀 一	
11番 金 井 繁 行(会長)	12番 高 井 人 士
13番 千 明 忍	14番 赤 石 初 雄
15番 小 林 由喜子	

・欠席

なし

・遅刻

10番 小 林 喜久代

・早退

なし

・農業委員会事務局職員

事務局長	星 野 博 正
事務局次長兼農地係長	生 方 和 明
主 査	宮 下 和 哉
主事補	石 坂 万 陽

・会議の概要

- 事務局長
1. 開会前 午後1時30分
開会前に本日の委員出席状況をご報告いたします。
本日の会議に10番 小林喜久代委員から遅刻の届出がございました。
在任委員15名中現在の出席委員は15名でありまして、関係法規に基づき総会の成立要件を満たしておりますのでご報告いたします。
はじめに、金井会長よりご挨拶をいただき引き続き進行をお願いいたします。
- 議長
(金井会長)
2. 開会及び会長あいさつ 午後1時30分
3. 議事録署名委員の指名について 午後1時31分
まず、議事録署名人の指名を行います。
沼田市農業委員会会議規則により、議長において6番 阿部純子委員、
8番 生方大助委員の両名を指名いたしますのでよろしくをお願いいたします。
4. 諸般の報告 午後1時32分
議案審議に先立ち、事務局より農地法に基づく諸般の報告をさせます。
事務局より順次、報告をお願いします。
- 下記について報告
(1)農地法第3条の3の規定による届出について
(2)農地法第18条第6項(合意解約)について
(3)制限除外の農地移動について
(4)農地に該当しないことの証明について
(5)群馬県農業委員会ネットワーク機構に関する意見聴取結果について
- これで諸般の報告事項は全て終了いたしました。
- 議長
5. 付議事件 午後1時35分
議案第14号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。
議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

議案説明 3件

事務局員 (議案内容説明)

議長 説明が終わりました。審議に入ります。
ただいまの説明に対してご質問・ご意見等ございましたら手を挙げて議席番号を告げた後、発言をお願いいたします。

まず1番

2番

3番

無いようですので、お諮りいたします。
議案第14号については、申請のとおりこれを認めることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 「異議なし」と認めます。

よって、議案第14号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」は、申請のとおりこれを認め、許可することと決定いたします。

次に議案第15号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

議案説明 7件

事務局員 (議案内容説明)

議長 説明が終わりました。それでは審議に入ります。

ここで、提出された2番、6番の案件については、木内和男委員が現地調査を行っておりますので、報告をお願いします。

7番委員

まず2番ですが、事務局と現地を確認しまして転用目的が一時転用ということであるのと、申請場所が大きな道路に面しているところであり、周りの畑の利用にもほとんど影響がないと思われまますので、特に問題はないと思います。

続いて6番ですが、申請地の両脇が常に住宅になっております。こちらも周りの畑の利用に影響はないと思われまますので、特に問題ないと思います。

議長

ありがとうございました。ただいまの説明に対してご意見ご質問等ありましたら、手を挙げて議席番号を告げた後、発言をお願いいたします。

無いようですので審議に入ります。まず1番

2番

3番

4番

5番

6番

7番

無いようですので、お諮りいたします。

議案第15号については、申請のとおりこれを認めることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

「異議なし」と認めます。

よって、議案第15号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」は、申請のとおりこれを認め、許可することと決定いたします。

次に議案第16号「営農型太陽光発電に係る農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

議案説明 1件

事務局員

(議案内容説明)

議長

説明が終わりました。それでは審議に入ります。ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見等ございましたら、手を挙げて議席番号を告げた後、発言をお願いいたします。

無いようですので、お諮りいたします。

議案第16号については、申請のとおりこれを認めることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

「異議なし」と認めます。

よって、議案第16号「営農型太陽光発電に係る農地法第4条第1項の規定による許可申請について」は、申請のとおりこれを認めることと決定いたします。

次に議案第17号「営農型太陽光発電に係る農地法第5条第1項及び農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

議案説明 1件

事務局員

(議案内容説明)

議長

説明が終わりました。審議に入ります。

なお、各案件の農地法第3条第1項の規定による許可申請については、農地法第5条第1項の規定による許可申請が許可された場合に許可となります。

ご意見等ございましたら、手を挙げて議席番号を告げた後、発言をお願いいたします。

事務局次長

ご審議いただくにあたって少しお話しさせてもらえればと思いますが、今回の営農型の申請について、5条は支柱部分の転用と3条の区分地上権の設定について同時に審査いただいておりますが、4条は自分の農地の上に太陽光の設備を設置するので4条の審査しか行いません。

5条につきましては、今回は営農型の部分の支柱の転用期間の更新と区

分地上権の再設定ということになります。

4条も5条も初めて出てきた案件ではなく、こちらは以前から太陽光の営農型を行っており、本来であれば切れる前に再申請をすべきところ、当人が失念しており遅れて出てきたものになります。

一旦期限が切れているような形なので、再設定ですが新規のような扱いになっていますのでご承知おき願います。

議長

わかりました。それでは、ご意見等ございましたら、手を挙げて議席番号を告げた後、発言をお願いいたします。

無いようですので、お諮りいたします。

議案第17号については、申請書のとおりこれを認めることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。

よって、議案第17号「営農型太陽光発電に係る農地法第5条第1項及び農地法第3条第1項の規定による許可申請について」は、申請のとおりこれを認めることと決定いたします。

以上で、議案の審議はすべて終了しました。

審議終了 午後1時58分

6. 協議事項

- (1) 令和6年度目標・活動計画について
- (2) その他

7. 連絡事項

- (1) 沼田市農業委員会事務局処務規程の一部改正について
- (2) 6月の利用権設定について
- (3) 行事予定について
- (4) その他

8. 閉 会

終了 午後2時45分